

愛媛労働局発表

平成30年5月7日

報道関係者 各位

【照会先】

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長 三好 剛史
産業安全専門官 松本 正基
電話 089-935-5204 (内線 470)

「建設工事でこれ以上死傷者を出さないための 《建設工事ゼロ災害緊急対策》」を実施します

—県下の建設業での労働災害は大幅に増加しています—

- 平成29年の県下の建設業における労働災害による死傷者数（休業4日以上）は199人で、前年より24人（+13.7%）増加し、死亡者数も6人で前年より倍増（平成28年3人）
平成30年3月末現在の速報値による平成30年の県下の建設業における労働災害による死傷者数は51人で前年同期に比べ27人増（+112.5%）と倍増、死亡災害も発生
- 愛媛労働局では、本年度から2022年度までの5年間の重点的取組事項を定めた「愛媛第13次労働災害防止推進計画」を策定、建設業については「2022年までに、死亡者数は過去最少（平成26年）の2人以下に減少させる。死傷者数を2017年と比較して、10%以上減少させる。」目標を掲げ、本年度はその初年度として、増加傾向にある労働災害の減少を図ることが必要
- 愛媛労働局では、建設業における県下の労働災害発生状況が看過できない状態であるため、「建設工事でこれ以上死傷者を出さないための《建設工事ゼロ災害緊急対策》」（以下「緊急対策」という。）を5月を重点実施期間として集中的に実施
- 「緊急対策」は、建設業労働災害防止協会愛媛支部（以下「建災防」という。）他の関係機関の連携により、県下の各建設工事現場で、別添リーフレット裏面の「工事現場点検表」による点検を実施し、問題点を把握し必要な対策を講じることにより、労働災害の撲滅を図るもの
- 愛媛労働局では、管内の労働基準監督署に対し、期間中の建設工事現場に対する重点的な監督指導等の実施及びあらゆる機会を捉えた「緊急対策」実施の要請、実施状況の確認を実施
- 建災防及び建設業関係団体（29団体）に対する「緊急対策」実施要請、建設工事発注機関（26機関）に対する協力要請を実施
- 「緊急対策」実施結果について、点検結果の集約による問題点の把握、必要な対策の検討、対策の実施等を行うこととしている

愛媛県内の建設業での労働災害による休業4日以上の死傷者数は、長期的にみると減少傾向にあり、平成28年には過去最少の175人となりましたが、平成29年の死傷者数は199人で、前年より24人(+13.7%)増加するとともに、死亡者数も6人で前年より倍増(平成28年3人)となりました。

また、平成30年3月末現在の速報値では、平成30年の県下の建設業における労働災害による休業4日以上の死傷者数は51人で、前年同期に比べ27人増(+112.5%)と倍増しており、死亡災害も1人(前年同期0人)となっています。

また、本年度は本年度から2022年度までの5年間の重点取組事項等を定めた「愛媛第13次労働災害防止推進計画」の初年度で、全産業では、2022年までに、「死亡災害については、過去最少(平成26年10人)を更新する9人以下に減少させる。」「休業4日以上の死傷災害については、過去最少(平成27年1,405人)を更新し1,300人台とするため、2017年と比較して8%以上減少させる。」を目標とし、建設業については「2022年までに、死亡者数は過去最少(平成26年)の2人以下に減少させる。死傷者数を2017年と比較して、10%以上減少させる。」を目標として、対策を推進することとしています。

愛媛労働局では、このような建設業における労働災害の増加傾向に歯止めをかけるには、関係機関との連携を図り、県下の各建設工事現場において速やかに安全管理状況等を点検することにより、必要な対策を講じることが効果的であることから、県下の建設業における労働災害の動向や発生要因を踏まえた「工事現場点検表」を記載した別添のリーフレットを作成し、当該リーフレットを活用した「建設工事でこれ以上死傷者を出さないための《建設工事ゼロ災害緊急対策》」(以下「緊急対策」という。)を実施することとしました。

【「緊急対策」実施事項等】

1. 実施時期 平成30年5月を重点実施期間として実施
2. 実施目的 県下の各建設工事現場で、別添リーフレット裏面の労働災害の発生状況、発生要因を踏まえて設定した「工事現場点検表」を活用した工事現場の点検(・安全管理体制 ・作業場所の管理 ・安全管理活動 ・作業の管理に係る14項目の点検)を実施し、問題点を把握して必要な対策を講じることにより、労働災害の撲滅を図る
3. 実施事項(()内は実施者)
 - ・ 建災防に「緊急対策」の実施を要請(4月25日付け)(局)
県下の建設工事現場での点検の実施及び「緊急対策」実施後の点検表の集約、問題点の把握等(建災防)
建災防が主催し、関係機関が連携した「緊急対策」に係る説明会の実施を県下複数箇所で開催(建災防)
 - ・ 建設業関係団体(29団体)に対する「緊急対策」実施を要請、建設工事発注機関(26機関)に対する協力を要請(4月27日付け)(局)
 - ・ 県下の労働基準監督署では、期間中の建設工事現場に対する重点的な監督指導等を実施 また、あらゆる機会を捉えた「緊急対策」実施の要請、実施状況の確認(署)
 - ・ 「緊急対策」の実施結果について、広報を予定(局)

別添資料

- 1 「建設工事でこれ以上死傷者を出さないための《建設工事ゼロ災害緊急対策》」
リーフレット
以下資料省略